

参考資料2

新型インフルエンザ等の県内感染期における公の施設の利用について

1 利用の中止をする施設

次の表に掲げる公の施設については、感染防止のため、原則として市民の利用を中止します。
ただし、窓口業務は継続します。

施設の名称	所管課	備考
市民センター	市民生活課	
平和記念館	文化交流課	
国際交流センター	文化交流課	
水戸芸術館	文化交流課	
水戸市民会館	文化交流課	
体育施設	体育施設整備課	
男女平等参画センター	男女平等参画課	
酒門コミュニティセンター	ごみ減量課	
福祉ボランティア会館	福祉総務課	
平須集会所	福祉総務課	
ふれあいの館	福祉総務課	
障害者福祉施設（通所）	障害福祉課	
老人福祉施設（通所）	高齢福祉課	
内原高齢者センター	高齢福祉課	
子育て支援・多世代交流センター	こども政策課	
こども発達支援センター	子育て支援課	
森の交流センター及び自然環境活用センター（森林公園内）	農政課	
若宮スポーツ会館	下水道施設管理事務所	
少年自然の家	生涯学習課	
埋蔵文化財センター	歴史文化財課	
博物館	歴史文化財課	
大塚農民館	歴史文化財課	
内原郷土史義勇軍資料館	歴史文化財課	
図書館	中央図書館	

2 利用の継続をする施設

次の表に掲げる公の施設については、原則として市民の利用を継続します。ただし、状況に応じて利用の中止をする場合があります。

施設の名称	所管課	備考
自転車駐車場	生活安全課	
斎場	衛生事業課	
清掃工場	清掃事務所	
障害者福祉施設（入所）	障害福祉課	
老人福祉施設（入所）	高齢福祉課	
保育所	幼児保育課	緊急事態宣言時は施設の利用を中止します。
休日夜間緊急診療所	保健総務課	
ふるさと農場	農政課	
市営駐車場	都市計画課	
公設地方卸売市場	公設地方卸売市場	